



国港総第172号
国港経第9号
国港海環第16号
平成25年6月28日

北海道総合政策部交通企画監 殿

国土交通省港湾局総務課長

港湾経済課長

海洋・環境課長



放置艇等対策のため設置する暫定係留施設の取り扱いについて

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成18年法律第38号）の施行に伴う放置艇等対策の推進については、平成19年3月28日付け国港総第1040号・国港環計第50号により港湾局長より通知したほか、平成19年3月28日付け国港総第1041号・国港環計第51号により港湾局総務課長・環境整備計画室長より解釈及び運用について通知し、その実施にご尽力頂いているところであるが、同通知のほか、下記内容に留意することが望ましいので、参考とされたい。

また、貴管内の市町村管理に係る地方港湾の港湾管理者には、貴職よりこの旨の周知方をお願いする。

記

1. 本来船舶の係留を予定していない水域施設（泊地を除く。）又は外郭施設を暫定係留施設としての利用に供する場合は、当該施設の種類を港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第1号に規定する泊地又は同項第3号に規定する係留施設として、同法第12条第5項（同法第34条において準用する場合を含む。）に基づく港湾施設の公示及び同法第49条の2に基づく港湾

台帳の調製を行うことが必要である。

2. この場合において、港湾法第44条第2項の規定は、当該利用に対する料金徴収を禁ずるものではない。

以上



国港総第172号
国港経第9号
国港海環第16号
平成25年6月28日

室蘭市港湾部長 殿

国土交通省港湾局総務課長

港湾経済課長

海洋・環境課長



放置艇等対策のため設置する暫定係留施設の取り扱いについて

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成18年法律第38号）の施行に伴う放置艇等対策の推進については、平成19年3月28日付け国港総第1040号・国港環計第50号により港湾局長より通知したほか、平成19年3月28日付け国港総第1041号・国港環計第51号により港湾局総務課長・環境整備計画室長より解釈及び運用について通知し、その実施にご尽力頂いているところであるが、同通知のほか、下記内容に留意することが望ましいので、参考とされたい。

記

1. 本来船舶の係留を予定していない水域施設（泊地を除く。）又は外郭施設を暫定係留施設としての利用に供する場合は、当該施設の種類を港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第1号に規定する泊地又は同項第3号に規定する係留施設として、同法第12条第5項（同法第34条において準用する場合を含む。）に基づく港湾施設の公示及び同法第49条の2に基づく港湾台帳の調製を行うことが必要である。

2. この場合において、港湾法第44条第2項の規定は、当該利用に対する料金徴収を禁ずるものではない。

以上



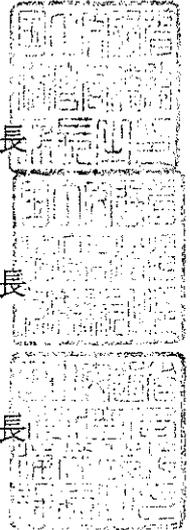
国港総第172号
国港経第9号
国港海環第16号
平成25年6月28日

北海道開発局港湾空港部長 殿

国土交通省港湾局総務課長

港湾経済課長

海洋・環境課長



放置艇等対策のため設置する暫定係留施設の取り扱いについて

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成18年法律第38号）の施行に伴う放置艇等対策の推進については、平成19年3月28日付け国港総第1040号・国港環計第50号により港湾局長より通知したほか、平成19年3月28日付け国港総第1041号・国港環計第51号により港湾局総務課長・環境整備計画室長より解釈及び運用について通知しているところであるが、今般、別添のとおり港湾管理者あて留意事項について通知したので、貴職においても、同通知の趣旨及び内容を十分理解し、貴管下内の港湾管理者に対し港湾の管理に遺漏なきよう必要な助言を行う等努められたい。

別 添

国港総第172号
国港経第9号
国港海環第16号
平成25年6月28日

各都道府県（港湾担当部長等） あて
重要港湾以上の港湾管理者（港湾担当部長等） あて

国土交通省港湾局総務課長

港湾経済課長

海洋・環境課長

放置艇等対策のため設置する暫定係留施設の取り扱いについて

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成18年法律第38号）の施行に伴う放置艇等対策の推進については、平成19年3月28日付け国港総第1040号・国港環計第50号により港湾局長より通知したほか、平成19年3月28日付け国港総第1041号・国港環計第51号により港湾局総務課長・環境整備計画室長より解釈及び運用について通知し、その実施にご尽力頂いているところであるが、同通知のほか、下記内容に留意することが望ましいので、参考とされたい。

【また、貴管内の市町村管理に係る地方港湾の港湾管理者には、貴職よりこの旨の周知方を願います。】

※【 】は、各都道府県港湾担当部長等あてのみ記載。

記

1. 本来船舶の係留を予定していない水域施設（泊地を除く。）又は外郭施設を暫定係留施設としての利用に供する場合は、当該施設の種類を港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第1号に規定する泊地又は同項第3号に規定する係留施設として、同法第12条第5項（同法第34条において準用する場合を含む。）に基づく港湾施設の公示及び同法第49条の2に基づく港湾台帳の調製を行うことが必要である。
2. この場合において、港湾法第44条第2項の規定は、当該利用に対する料金徴収を禁ずるものではない。

以上